

参加規約・出展規約
2025年度「新・農業人フェア」参加規約

第1条 規約の適用

1. 新・農業人フェア参加規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社農協観光（以下「当社」といいます。）と「新・農業人フェア 農業 EXPO」・「新・農業人フェア農業就職・転職 LIVE」（以下総称として「フェア」といいます。第3条第1項第1号に定義します。）の参加にかかる契約（以下「本契約」といいます。）を締結する出展社（以下「出展社」といいます。）に対して適用されるものとします。
2. 当社は、本規約に基づき出展社にフェアの参加にかかるサービスを提供するものとし、出展社は、本規約に定める義務を誠実に履行するものとします。

第2条 参画基準

1. フェアへの参加にあたり、以下の参画基準を満たす法人・個人・自治体・団体がフェアにご出展いただけます。
 - ①農業を営み、求人募集を行っている、または研修生を受け入れていること、もしくは新規就農に関する相談・支援や教育・研修、それに伴う生活支援などを行っていること
 - ②下記に該当する相談内容のいずれかに対応できること
 - ・新規就農に関する相談
 - ・農業への就職・転職に関する相談
 - ・就農および移住に関する相談
 - ・農業の知識技術を学ぶことに関する相談
 - ・農業研修に関する相談※地方公共団体およびその関連団体が出展する場合、上記に記載した相談内容に幅広く対応できると
- ③求人募集を行う場合、直雇用であること
- ④求人募集を行う場合、「雇用保険」「労災保険」に加入していること
※暫定任意適用事業の事業主（従業員数5人未満の農業・畜産業などを営む個人事業主）の場合にはその限りではない
- ⑤求人募集を行う場合、応募者に費用の負担が発生しないこと
※勤務地・研修地への交通費（往復）、および生活費（宿泊費・食費・光熱費）などは除く
- ⑥【知る】ご当地農業相談ブースに出展する場合で、雇用主に代わって第三者が募集活動を行う場合、委託募集もしくは職業紹介の許可が得られていること
- ⑦その他各種法令に反していない、あるいは反社会的勢力に該当もしくは関与などしないこと
- ⑧出展ブース種別ごとに定められた下記「エントリールール」が守られていること
【エントリールール】
 - 1) 「新・農業人フェア農業 EXPO」「新・農業人フェア農業就職・転職 LIVE」共通
・参加規約 第2条「参画基準」を満たしていること

- ・その他、参加規約・出展規約に同意頂けること
 - ・フェア当日に出展しブース対応を行う団体がエントリーすること
 - ※エントリーした団体は、いかなる理由でも後から別団体に出展権限を譲渡・転貸することはできません
 - ※エントリーした団体に所属しない方をブース相談員とする場合、当該者は相談業務以外に自社の求人募集を行うことはできません
- 2) 「新・農業人フェア農業就職・転職 LIVE」
- ・直接雇用する人材の求人募集を行っていること
(人材派遣、職業紹介を目的に出展はできません)
- ⑨農林水産省補助事業につき、ご出展当日のアンケートやご出展後の調査にご回答頂けること
2. フェアへの申込後であっても、当社が不相当と判断させていただいた場合には出展をお断りする場合があります。また、以下のようなケースのご出展はお断りしております。ご了承ください。
- ①特定の営利事業や商品の宣伝を目的としたご出展であると当社が判断した場合
 - ②顧客開拓を目的としたご出展であると当社が判断した場合

第3条 基本用語の定義

本規約において使用する基本用語の定義は、次のとおりとします。

- ①フェア：当社が運営・開催する、就業相談支援のために会場を提供し法人・個人・自治体・団体の担当者等が実際に来場者等（本条第1項第2号に定義します。）と接触する場をいいます。
- ②来場者等：フェアに来場する、就業相談を希望する学生・社会人等をいいます。

第4条 フェアへの出展エントリー

出展社は、フェアへの出展にかかるエントリーを行う場合には、フェアならびに本規約の内容を理解・承諾の上、ホームページよりエントリー手続きを行うものとします。

第5条 本契約の成立

前条の規定によりフェアへの出展にかかるエントリーがなされた場合、当社は当該エントリーにかかる出展社について当社の取引基準に基づく審査を行います。かかる審査の結果、エントリー内容から出展希望者として適格であると判断した場合には、当社から申込書などの手続き書類を送付いたします。その後、当該出展希望者より記載された申込書が当社に到着し、当社が申込書の記載内容を確認し、問題が無いと判断した上で、出展可能である旨を出展希望者に回答した時をもって、当社と当該出展社との間に、本規約に基づく本契約が成立するものとします。

第6条 フェアへの出展

1. 出展社は、フェアに出展するにあたり、本規約に規定する事項を遵守するものとします。なお、当社が別途出展社に対して提示するフェアに関するご出展規約・出展マニュアル等も本規約の一部を構成するものとします。
2. 出展社は、フェア当日は当社のスタッフの指示に従い、当社が別途提示した禁止事項を行ってはなら

ないものとしします。

3. 出展社がフェアへの出展に際して当社より備品等の貸与を受けた場合、出展社は、その備品等を善良なる管理者の注意をもって使用および管理するものとしします。また出展社は、フェア終了後は直ちに貸与された備品等を当社に返却しします。
4. 出展社は、フェアへの出展にあたって、当社に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとしします。
5. 出展社は、フェアへの出展にあたり、当該出展社のブース等当該出展社がフェア出展に際して管理および利用を行う領域内（以下「出展社ブース領域」といいます。）において来場者等の安全を確保する義務を負うものとし、当該出展社の出展社ブース領域において来場者等を含む第三者に損害が生じた場合、当該出展社の責任によってその損害を賠償するものとし、当社は何らの責任も負わないものとしします。
6. 当社は、出展内容がフェアの趣旨にそぐわないと判断した場合、フェアの開催前もしくは開催期間中であつたとしても、出展社のブース運営をお断りすることがあります。この場合、当社は出展社に対して何らの責任も負わないものとしします。

第7条 機密情報および個人情報の目的外利用の禁止

1. 出展社は、就業相談に関し必要な範囲内で来場者等の個人情報を収集および利用し、当該個人情報を関連法令に則り適切に管理するものとしします。
2. 出展社は、フェアへの参加に際して、その設営や運営の一部を第三者に委託する場合も本条第1項と同等の義務を当該第三者に負わせるものとしします。ただし、それにより出展社は本条第1項に定める義務を免れるものではありません。

第8条 請求および支払方法

1. 当社は、第5条に定める本契約が成立し、フェアが終了した後、出展社に対して、速やかにフェア参加料（以下「本件料金」といいます。）にかかる請求書（以下「請求書」といいます。）を送付するものとしします。
2. 出展社は、前項に基づき請求書を受領した場合、請求書に記載された支払期日までに当社の指定する金融機関の口座への振り込みにて本件料金を支払うものとしします。なお、支払にかかる手数料は、出展社の負担としします。

申込み先・請求元および入金指定口座の名義は(株)農協観光です。

3. 出展社が支払った本件料金について、第10条第1項第2号に定める場合および当社が自らの判断で請求を行わないこと（既に請求済の場合は返金を行うこと）を決定した場合を除き、出展社は本条の義務を免れないものとしします。
4. 当社は、出展社が第5条に定める本契約が成立した後に参加をキャンセルする場合は、当社が別途定める「キャンセルについて」に則って本件料金の請求の要否を判断するものとしします。なお、既に本件料金を支払っている場合には返金しないものとしします。

第9条 規約の変更

1. 当社は、本規約について重要な変更を行う場合には、変更内容・条件等（以下「変更条件」といいます）

す。)の適用開始日の2週間以上前から適用開始日まで、変更条件をメールもしくはFAXにて出展社に対し通知するものとします。

2. 出展社は、変更条件を承諾しない場合には、当該変更条件の通知日より2週間以内に、書面にて当社に対して通知しなければなりません。
3. 当社が前項の通知を受領した場合は、当該変更条件適用開始日の前日をもって本契約は終了するものとします。
ただし、この場合においても、出展社は第8条第2項の規定に従い、本件料金の全額について支払義務を負うものとします。
4. 前項の規定により本契約が終了する場合を除き、本規約は適用開始日に当該変更条件どおりに当然に変更されるものとします。

第10条 不可抗力等による開催中止

1. 当社は、以下の各号に定める場合、フェアの開催を中止することがあります。この場合、当社はフェアの開催中止によって出展社に生じた一切の損害について何らの責任も負わないものとします。
 - ① 天災、政府または政府機関の行為、法律、規制または命令の遵守、火災、暴風雨、洪水もしくは地震、戦争（宣戦布告の有無を問わない）、反乱、革命もしくは暴動、感染症の蔓延もしくはパンデミック、またはストライキもしくはロックアウト、会場都合による中止要請（当社の責めに帰すべき事由によらない回線の輻輳、回線の障害、サーバダウン等を含みます。）、政府機関の介入、行政命令もしくは規則、その他当社の責めに帰すことができない不可抗力によるやむを得ない事情が発生した場合
 - ② 当社がフェアを開催することが適切ではないと判断した場合
2. 当社は、本条第1項第1号記載の不可抗力によるやむを得ない事情により開催日または開場時間を変更することがあります。この場合、出展社は、かかる変更を理由として出展申込の取消、出展解約はできないものとします。また、当社は、これにより出展社に生じた一切の損害について何らの責任も負わないものとします。
3. 自然災害時のイベント中止の判断と周知方法については、別紙1をご参照ください。

第11条 当社の免責

1. 出展社は、自己の責任によりフェアへ参加するものとし、当社は、本契約もしくはその履行、フェアへの参加に関して出展社につき生じた損害について、当社の故意または重大な過失による損害であることが明白な場合を除き、何らの責任を負わないものとします。なお、当社が責任を負う場合であっても、かかる責任は、直接かつ通常の損害の範囲に限られ、かつ出展社が本契約に基づき支払済みの対価相当額を上限とします。
2. 当社は、天災、政府または政府機関の行為、法律、規制または命令の遵守、火災、暴風雨、洪水もしくは地震、戦争（宣戦布告の有無を問わない）、反乱、革命もしくは暴動、感染症の蔓延もしくはパンデミック、またはストライキもしくはロックアウト、会場都合による中止要請（当社の責めに帰すべき事由によらない回線の輻輳、回線の障害、サーバダウン等を含みます。）、政府機関の介入、行政命令もしくは規則、その他当社の責めに帰すことができない不可抗力により事業者が生じた一切の損

害につき、何らの責任も負わないものとします。

3. 当社は、取り扱い業務において通常要求される程度の合理的な措置を当社が講じていたにもかかわらず、出展社または第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害につき、何らの責任も負わないものとします。当社は、出展社に対し、来場者等の就業の確実性、フェア参加による効果に関し、何らの保証も行わないものとします。
4. 当社は、出展社に対し、来場者等の就業の確実性、フェア参加による効果に関し、何らの保証も行わないものとします。
5. 当社は、出展社と来場者等の間に生じた一切のトラブルについて、何らの責任も負わないものとします。

第 12 条 権利義務譲渡の禁止

出展社は、本契約上の地位に基づく一切の権利義務を、当社の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保に供してはならないものとします。

第 13 条 契約期間・解除

1. 本契約の有効期間は、契約の成立日よりフェア当日までとします。
2. 本条第 1 項にかかわらず、当社または出展社は、相手方が次の各号の一に該当するときには、相手方に対し通知を行うことにより、即時に本契約を解除することができます。
 - ①本規約の規定に違反したとき
 - ②相手方の信用を傷つけたとき
 - ③差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分を受け、または破産、民事再生、特別清算、会社更生を自ら申し立てもしくは申し立てを受けたとき
 - ④手形・小切手の不渡処分を受け、またはその他支払不能となったとき
 - ⑤事業の全部または重要な部分を他に譲渡したとき
 - ⑥合併等により経営環境に大きな変化が生じたとき
 - ⑦信用に不安が生じたとき
 - ⑧事業を廃止したとき、または清算にはいったとき
 - ⑨出展社が就業決定の取消または内定取り消し、採用中止その他の差別的な取り扱いまたは言動等、就業支援活動もしくは採用活動上望ましくない行為を行ったとき
 - ⑩出展社が法令違反、反社会的組織との関与や利益供与、その他社会的合意に反する行為等を行ったことにより、当該出展社につきフェアに参加することが望ましくないと当社が判断したとき
 - ⑪その他本規約に定める事項を遂行できる見込みのなくなったとき等本契約を継続しがたい重大な事由が生じたとき
3. 出展社は、本条第 2 項の規定により本契約を解除された場合には、期限の利益を喪失し直ちに当社に対し一切の債務を弁済するものとします。

第 14 条 準拠法・合意管轄

本規約および本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁

判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 15 条 協議解決

本規約および運用ルール等の解釈に疑義が生じた場合、または本規約および運用ルール等に規定されていない事項については、当社と出展社は、協議の上円満に解決するものとします。

2025 年 5 月

株式会社農協観光

2025年度「新・農業人フェア」出展規約

1. 出展料

出展料には、次のものが含まれます。

ご出展規約に定めるシステム基礎パネル（バックパネル）／社名板／机／椅子

2. ブース割当

ブースの位置は、会場構成等を勘案して当社にて調整決定し、フェア 1 週間前を目途にお知らせいたします。

なお、ブース番号については、出展団体マニュアルと同様のタイミングでお知らせします。

個別の要望でブース位置、ブース番号、ブース形態を変更することは、一切いたしかねます。

3. 出展物等の保護管理

出展社は、出展ブースに関する全体的な管理保全にあたり、準備期間中および開催時間中自らのブース内に常駐し、出展物等の保護管理の責任を負うものといたします。

天災その他不可抗力および事故による損傷、紛失、火災、盗難等の損害について、当社はその責めを負いません。

出展社は、出展物保護等にあたるとともに、必要に応じて保険を付す等の措置をおとりください。

4. 安全の確保

出展社は、来場者の安全のため事故防止策を講じてください。当社が危険と認めた場合には、出展社に対して必要な対策等を要請し、更には、出展方法や内容の制限または、出展自体の中止を求める場合がございます。

出展社の行為により事故発生の場合は、該当出展社の責任において解決するものといたします。

出展社は設営・会期・撤去中における盗難防止に十分注意お願いいたします。万一盗難があった場合、その損害について、当社はその責めを負いかねます。

事故発生の場合は、直ちに必要な措置をとるとともに、当社に届け出ていただくようお願いいたします。

展示・防災等主要事項については、「11.防災について」に詳述いたします。

消防法等、法令による展示規制に基づく、安全確保のための展示装飾の改修と費用は、出展社負担といたします。

5. 作業中の災害予防

搬入から展示装飾・解体・搬出にいたるまで、事故の無いよう十分にご注意ください。

会場内は、終日禁煙です。喫煙は、指定場所でのみとなります。

通路・非常口・屋内消火栓および消火器の障害となる場所に装飾をしたり車両・材料・廃材・搬入物を集積しないようお願いいたします。

会場内の保全のために、搬入・搬出、装飾施工の際も、会場内では必ず指定の出展社バッチの着用をお願い

いたします。

6. 音量

ブースより発生する音量は、近接出展社等から苦情の出た場合や、会場全体の騒音レベルが高くなった場合には、来場者が説明を聞きやすい環境を作るため、ご配慮ください。

7. 禁止事項

出展社がブースの譲渡・転貸・交換することはできません。

開催期間中、出展物・装飾物を含むいかなる物も即売することはできません。ただし事前に当社との協議により当社が販売を許可した出展社に関してはその限りではありません。

自らのブース外において来場者の誘引、アンケート、チラシ・景品の配布等これに類する行為はできません。

加えて、自らのブース内でも就農相談に関係のない広報物、金品、セールスプロモーション等配布はできません。

また、ブース周辺の通路に故意に来場者を大量に滞留させるような行為はできません。

自らのブース区画外に、物品を置くことはできません。

ヘリウムガス等のガス入り風船の配布および装飾への使用は、防災面からできません。

出展社は自らのブース内外に関わらず、撮影の対象となる方(映り込む全ての方が対象となります)の許可なく、個人の写真・ビデオ等の撮影はできません。

その他、来場者や他の出展社にとって迷惑となる行為はできません。迷惑と認められた場合は当社から改善措置をとらせていただきます。

飲食物の配布、極端に大きな音を出す行為や周りを汚す行為等は禁止いたします。

自らのブース内で食事をすることはできません。

会場内へ火気、危険物の持ち込みは一切できません。

バックパネル・間仕切りは、各社ブースの背面に設置します。

また、当社が設置したバックパネル・間仕切りは、許可なく移動することはできません。

ペットなど生き物の持ち込みは禁止とさせていただきます。

8. 清掃

当社は清掃業者に依頼し会場全体の清掃をいたしますが、自らのブース内は出展社で清掃していただきますようお願いいたします。

搬出の際、ブース内に残材（印刷物、梱包資材を含む）や廃棄物の無いようご確認ください。残材や廃棄物を大量に放置した場合は、その処理費を会期終了後、当社よりご請求させていただきます。

物によっては引き取れない（当社では処理できない）場合がございます。ご了承ください。

なお、環境保護のため、ごみの削減にご協力ください。

9. 展示・施工

展示装飾の計画・施工にあたっては、会場全体の見通しを妨げないよう、全出展社の展示・会場全体の構

成も考えて、他の迷惑にならないようご配慮ください。

装飾物の高さは、会場ごとに定められた制限値を上限といたします。

ブース天井または一部天井を設けることはできません。

会場の天井・柱等既設建屋設備に傷を付けたり、また器材・物品を吊り下げたりすることを禁止いたします。また、万一の損傷による会場設備修復の費用は当該出展社の負担となります。

展示装飾作業は、すべて自らのブース内で行い、通路または他のブースに立ち入らないようお願いいたします。

10. 電気の供給

オプションお申込により、パソコン使用・個別照明・実演用等のための電気を供給いたします。

電気の供給は、出展社の申請に基づき、当社が一括して施工業者に申し込み、出展社と施工業者との間で契約が成立いたします。施工業者については、出展マニュアルの該当箇所にてご確認ください。電気の供給にかかる工事費、消費税および振込手数料は出展社が負担することとし、施工業者から出展社に対して直接請求いたします。

電気の供給について、ブース内の電気供給時間は原則として、当日開場 1 時間 30 分前から閉場後 15 分までといたします。

当日、電源スイッチの操作は当社スタッフが行います。

出展社は持込の電気用品、電気を使用する製品において、設置・施工の際は、特に火災事故の防止、人体および財物の損傷やその他の電気事故防止に、万全の注意をお払ください。

持込の電気製品や出展社で設置した電源の異常・事故による停電・電圧降下等のため、実演の電気製品が停止、または製品の誤動作や損傷等をきたした場合、当社はその責任を負いかねますので、出展社は予め十分な保護策を施していただきますようお願いいたします。

通信のために出展社が持ち込んだ機器（PC・モデム等）やアダプターも、異常・事故により実演の停止または回線の誤動作や損傷等をきたした場合、当社はその責任を負いかねます。特に会場内での通信による情報の流出等に関しましては細心の注意を払って、ご準備いただくようお願いいたします。

11. 防災について（消防法）

喫煙場所：出展社ブース内に喫煙場所を設置することは一切できません。

装飾資材：展示・装飾に使用する材料は、消防法の規程により、防災性能を有する防災対象物品を使用することになっていきますので、次の各項に適合するものを使用してください。展示用の合板・シナベニヤ・プリント合板・繊維板等は、浸漬加工による防災性能を有するもので、表面に自治省令消防法施行規則に規定する「防災ラベル」が貼付され、裏面に赤線の 5 本の入ったもの以外はご使用できません。

カーペット、カーテン、テーブルクロス類も、全て「防災ラベル」が貼付された防災性能のあるものをご使用ください。

防災合板に厚い布やひだのある紙類を貼付する場合は、防災性能を持ったものをご使用ください。

カーペット、人工芝等敷物についても「防災ラベル」をブース入口の見やすい位置に必ず貼付してください。

展示台、造花、幕類等の可燃性物品を使用する場合は工場加工した防災性能を有するものをご使用くだ

さい。

ホンコンフラワー、ウレタン、アセテート、ポリエステル、ナイロン等は防災性能を付与することが困難であるため使用できません。

布製品は、アクリルやポリエステルが 20%以上含まれているものは防災処理ができないので、防災処理の可能な綿・麻などの天然繊維やレーヨンを素材としたものをご使用ください。

発泡スチロールの使用は一切認められませんので、スタイロフォームのような材質のものをご使用ください。

防災表示は、各防災対象物品のそれぞれにお付けください。この表示は消防庁長官の認定を受けたもので、「防災ラベル」は、(財)日本防災協会発行のものとなります。

装飾施工期間中あるいは会期中に、所轄消防署の査察検査が行われます。

防災対象物品で防災性能を有しないものを使用している場合は、ただちに撤去を命ぜられますので、防災材料の使用と施工については特にご注意ください。

12. その他

展示・施工にあたって、不詳の点や問題点等が発生した場合は、当社にご照会・ご相談いただきますようお願いいたします。

13. 個人情報のお取扱い

就業相談や募集にあたっては、相談や採用、入学に関する情報提供に必要な範囲で個人情報の収集をしてください。

収集した個人情報は就業・採用・入学に関する情報提供以外には使用しないでください。また法令（個人情報保護法、職業安定法）に則って収集した個人情報を適切に管理してください。

2025 年 5 月

株式会社農協観光

(別紙 1) 自然災害時のイベント開催中止の判断と周知方法について

台風、地震、津波等の自然災害が発生した場合のイベントの開催判断について、次の通りとする。

1. 基本的な考え（イベント主催者が負う責任）

自然災害等が発生、もしくは発生すると予測される場合、イベントへの来場者、スタッフに対する「生命・身体等の安全配慮義務」を確保できる体制であること。

2. イベント開催中止の判断について

主催者は警報の発令状況、全体状況から、広域的に重大な影響が生じていて、現地での判断が困難と考えられる場合には、農林水産省に状況を報告し、最終的な開催の判断は「3. 判断材料」に基づき、農林水産省と協議を行う。

3. 判断材料

- a. 開催地区に「警報」や「特別警報」が発令された場合、また警戒レベル3相当以上（※1）が発令された場合
- b. 開催地区が台風の予想進路と重なっており、「警報」が発令される恐れがある場合
- c. 開催地区に「震度 5 弱」以上の地震が観測され、会場の建物や交通、インフラに甚大な影響を及ぼした場合
- d. 交通機関の大幅な乱れや運休がある場合、またはそれが予測される場合。
- d. その他開催地区に居る参加者に危険が及ぶ可能性がある場合

4. 判断のタイミング（目安時刻）

- a. 午前開催の可否最終判断：当日 7 時まで
- b. 午後開催の可否最終判断：当日 11 時まで

5. 告知する媒体

公式 HP、公式 SNS (X、Instagram、Facebook)、来場予約時に登録されているメールアドレス、出展予約時に登録されているメールアドレス

(参考：気象庁 HP より抜粋)

■ 警報

重大な災害が発生するおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報

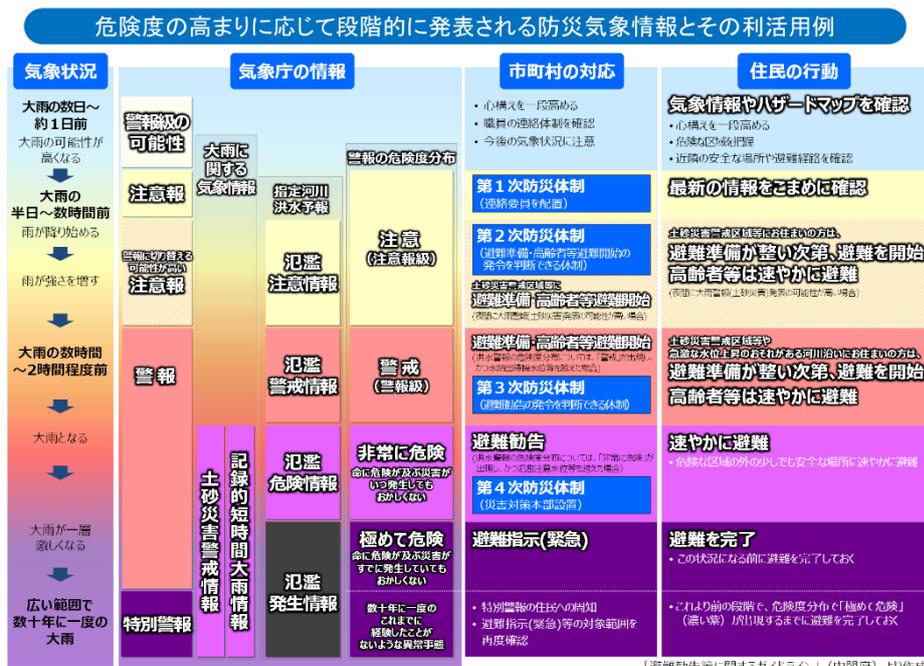
■ 特別警報

「警報」の発表基準をはるかに超える、数十年に一度の大災害が起こると予想される場合に発表し、対象地域の住民の方々に対して最大級の警戒を呼びかけるもの

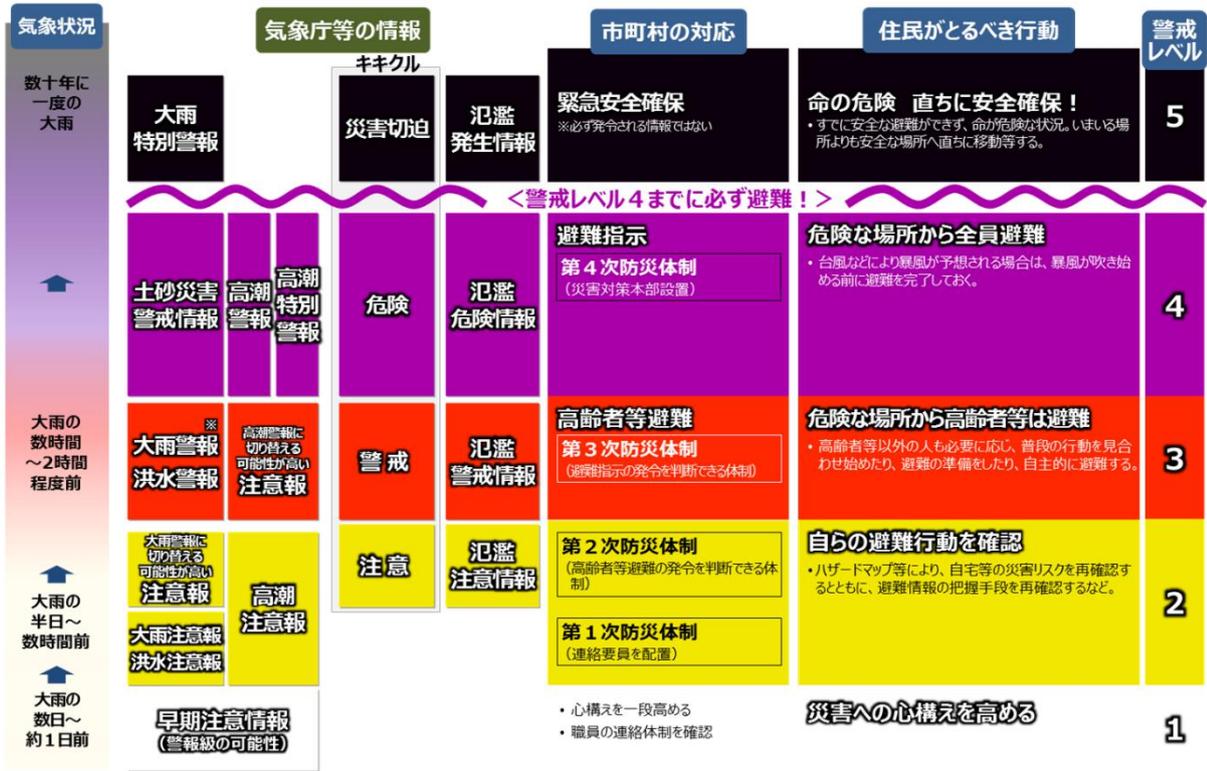
■ 特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

■ 注意報、警報、特別警報が発令されるまで



警戒レベルの考え方



※ 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い。注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成